

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 規 則

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

（環境対策課）

一

## 告 示

○地籍調査事業計画の策定

（地域復興支援課）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

二

○地方卸売市場の廃止の許可

（農産園芸環境課）

二

○海岸保全区域の変更

（農村整備課）

二

○海岸保全区域の変更（二件）

（河川課）

五

○廃川敷地等の発生

（同）

六

○都市計画変更案の縦覧

（都市計画課）

七

○土地区画整理組合の理事についての届出

（同）

七

○土地改良区役員の住所変更の届出

（北部地方振興事務所）

七

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

（原子力安全対策課）

七

○開発行為に関する工事の完了（三件）

（建築宅地課）

八

## 規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号（一）の表二七の項の次に次のように加える。

一八 一・四・ジオキサン

一リットルにつき〇・五ミリグラム

別表第五の一六の項を次のように改める。

一六 一・二・ジクロロエチレン

別表第五に次のように加える。

二八 塩化ビニルモノマー

二九 一・四・ジオキサン

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 一・四・ジオキサンについての改正後の公害防止条例施行規則第三条の規定は、この規則の施行の際現に汚水等に係る特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該特定施設を設置している特定事業場に係る規制基準については、この規則の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

## 告 示

○宮城県告示第五百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十四年七月二十七日

一 調査を行う者の名称及び調査区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩











二 二級河川折立川水系西戸川  
三 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十四年三月十四日

三 廃川敷地等の位置  
本吉郡南三陸町戸倉字切首木八十九番

四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 九百六十二・〇平方メートル

〇宮城県告示第六百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・一九〇号植松田高線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

名取市小山一丁目及び飯野坂四丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

名取市小山一丁目及び飯野坂四丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び名取市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十四年七月二十七日から平成二十四年八月十日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

〇宮城県告示第六百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組

合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市南境土地区画整理組合

二 事務所の所在地

石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

勝 又 和 雄 石巻市水明南一丁目一番三十四号

日 野 和 矢 石巻市南境字水貫山十一番地

〇宮城県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、加美郡西部土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月二十七日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 吉 田 祐 幸

役職名	氏 名	変更後住所	変更前住所
理 事	加 藤 孝 志	〇加美郡加美町字味ヶ袋水沢一一番地一	加美郡加美町字味ヶ袋水沢一一番地

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品の名称及び数量 NaI（TI）式スペクトル測定装置 三十四式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部原子力安全対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年六月十三日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社星理科学器械 仙台市青葉区大町一丁目十一番十四号

五 契約金額 一億二千八百五十二万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第一項第五号該当

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十四年七月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市手倉田字諏訪二十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
名取市増田字北谷百五十三番地 パステルハウ  
入北谷二〇一号  
板橋 誠

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十四年七月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市手倉田字諏訪二十六番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
名取市閑上六丁目十番九号  
阿部 茂勝

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十四年七月二十七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
登米市中田町上沼字新寺山下五十九番六

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

登米市中田町上沼字新寺山下五十九・六

社会福祉法人桜友会